

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年8月1日まで

私は、昭和22年4月1日から23年8月1日まで、A社B工場に勤務した。

社会保険庁の記録では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が不明とされており、昭和24年4月1日にC社D工場で被保険者資格を取得したこととなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び社会保険事務所が保管するA社B工場（現在、C社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶する複数の元従業員の氏名が確認できることから、申立人が、申立期間において同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録は認められないものの、社会保険事務所が保管する同社同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が昭和22年4月1日から23年8月1日までの期間においてA社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る未統合の

厚生年金保険被保険者記録から、600 円とすることが必要である。

大分厚生年金 事案 365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月から30年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B営業所における申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。
同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び元同僚の証言から申立人が申立期間当時、A社B営業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社B営業所は、昭和30年1月1日に適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年の初めごろのように思う。」と証言している上、元同僚の一人は「事業所が厚生年金保険に加入するまでは、給与から保険料は控除されていなかったように思う。」と証言しているところ、当該複数の元同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月から 30 年 1 月 1 日まで
② 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

同社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間①当時、A社B営業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社B営業所は、昭和 30 年 1 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年の初めごろのように思う。」と証言している上、元同僚の一人は、「事業所が厚生年金保険に加入するまでは、給与から保険料は控除されていなかったように思う。」と証言しているところ、当該複数の元同僚についても、申立期間①における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、「婚姻（昭和 29 年 12 月）後、A社B営業所に新しくできた仕事に従事した。」旨を述べているものの、複数の元同僚に照会しても、申立人が勤務していたことを知る者はおらず、申立人の

勤務形態等を確認することができない。

また、複数の元同僚に照会した結果、「申立期間当時、当社には100人程度の従業員がいたが、事業主は従業員の半数以上を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。また、厚生年金保険に加入した女性従業員は事務職と帳場勤務の者が中心だったように思う。」と証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社B営業所が新規適用事業所となった昭和30年1月1日付けで被保険者資格を取得した者は27人しかいないことが確認できることから、当時の事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがわれる。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から21年1月20日まで

私がA社に勤務したのは、厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和21年1月20日からではなく、20年9月からである。

同社に入社した経緯については詳細に記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む18人の従業員の被保険者資格取得日が昭和21年1月20日と記録されていることが確認できるところ、複数の元同僚は、「A社は小規模の会社であったので、同日付けで18人が一度に入社したことはなく、入社日はそれぞれ違っていた。」、「入社して一定期間は厚生年金保険に加入していない。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時、当該事業所は、入社後、一定期間経過した後、従業員をまとめて社会保険事務所に被保険者資格取得届を提出していた状況がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事業は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。